

# 日本図書館協会の会員の種類と権利に関する考察 —米英の図書館協会との比較から—

春田 和男  
(筑波大学大学院生)

## 【要旨】

日本図書館協会、米国図書館協会、英国図書館・情報専門家協会に関する資料、文献や関係者への質問の回答結果を基に、3団体の会員の種類と権利の現状を分析し比較を行った。その結果、①米国図書館協会と英国図書館・情報専門家協会には図書館に勤務する者を対象とした会員区分があるが、日本図書館協会にはそうした会員区分がないこと、②米国図書館協会と英国図書館・情報専門家協会では個人会員中心モデルで運営しており、個人会員・施設会員共存モデルである日本図書館協会とは異なっていることが明らかになった。

## 1. はじめに

### (1) 研究の目的

生涯学習において、公民館、図書館、博物館等の生涯学習施設は重要な役割を担っている。これらの施設は、それぞれ、利用者に対するサービスを行っているが、生涯学習施設とそのサービスを振興するには、それだけでは十分ではない。情報交換や研究発表のための機関誌の刊行、現職者の研修、最新の課題に関する調査研究、広報や議会・行政への働きかけなどの事業が必要である。これらの事業を行うために、生涯学習施設やその職員からなる協会が組織されることが多い。日本の生涯学習施設に関する協会としては、全国公民館連合会（以下、全公連という）、日本図書館協会（以下、日図協という）、日本博物館協会（以下、日博協という）がある。これらの協会が行っている活動は、それぞれの生涯学習施設の振興に大きな影響を与えていると考えられる。

筆者は、日本の図書館分野における代表的な協会として、日図協を取り上げ、日図協が司書の職能団体としての役割を果たしているかどうかについて研究を進めている。そのために、日図協の事業とそれを支える組織運営、会員制度<sup>1)</sup>などについて、他の職能団体や公益法人とも比較しながら検討している。このような協会のあり方においては、会員制度が重要であるため、これまで、個人会員と施設会員の制度上の関係について検討してきた。前稿では、上記の3団体の会員の種類と権利の変遷を分析し比較を行った。その結果、①日図協では、個人会員と施設会員が共存して運営していること、②全公連では、都道府県公民館連合団体の会長のみが正会員で、個人会員制度が存在しないこと、③日博協では、維持会員全体の9割以上が団体の会員で、会の運営を担う役員の大半は博物館長や美術館長であることが明らかになった<sup>2)</sup>。日図協の会員の種類と権利は、施設の会員を中心に運営されている全公連・日博協とは異なっている。

このような日本の生涯学習施設に関する協会の会員制度についてさらに考察を深めるためには、別の種類の団体とも比較する必要がある。そこで、本稿では、日米英 3 カ国における代表的な図書館協会の会員の種類と権利の現状を分析し比較を行う。本稿で比較する図書館協会は、日図協、米国図書館協会 (American Library Association) (以下、ALA という)、英国図書館・情報専門家協会 (Chartered Institute of Library and Information Professionals) (以下、CILIP という) の 3 団体とする。これまで、各団体の歴史や組織の概要などについて論じた文献<sup>3) 4) 5) 6)</sup>は見られるが、3 団体の会員の種類と権利の現状を分析し比較した研究は見られない。

## (2) 研究の方法

まず、日図協、ALA、CILIP に関する資料、文献や関係者への質問の回答結果を基に、3 団体が会員の種類をどう定め、会員にどのような権利を付与しているかを明らかにする。本稿で用いる資料や文献は次のとおりである。日図協に関する資料には、機関誌『図書館雑誌』とホームページ<sup>7)</sup>があり、定款、役員選挙規程、会員の種類が掲載されている。日図協に関する文献では、筆者の先行研究<sup>8)</sup>を適宜用いる。ALA に関する資料にはホームページがあり、規約 (Constitution)、内規 (Bylaws)、会員の種類が掲載されている。このうち、規約と内規に関しては、川崎良孝らによる日本語訳があるが、会員の種類に関わる部分の翻訳が省略されている<sup>9)</sup>。ALA に関する文献では、稲川薫による組織の概要の記事<sup>10)</sup>や山本順一による歴史研究<sup>11)</sup>を参考にする。CILIP に関する資料には、『CILIP Yearbook』とホームページがあり、王憲章 (Royal Charter)、内規 (By-laws)、付則 (Regulations)、会員の種類が掲載されている。このうち、王憲章、内規、付則については、2008 年に改正されている<sup>12)</sup>が、改正されたばかりで最新の動向が十分に明らかになっていないため、本稿では改正前の規則を中心に論じる。改正後の規則への対応については、今後の課題としたい。CILIP に関する文献では、金容媛と須賀千絵による CILIP の設立に関する記事<sup>13)</sup>や、呑海沙織と前述の金による CILIP の会員の種類に言及した先行研究<sup>14)</sup>を参考にする。さらに、3 団体に関する上記の資料や文献で不明な点については、関係者にメール等で問い合わせを行う。

次に、ALA・CILIP と比較して、日図協の会員の種類と権利が異なっているかどうかを検討する。比較にあたっては、筆者が前稿で用いた公益法人における会員の権利のモデルを準用する。会員の権利のモデルでは、個人会員のみが権利を持つ法人を「個人会員中心モデル」、施設会員のみが権利を持つ法人を「施設会員中心モデル」、個人会員と施設会員がともに権利を持つ法人を「個人会員・施設会員共存モデル」と呼ぶ。3 団体がこのモデルのどれに該当するかを検討する。

## (3) 論文の構成

本稿は 4 章からなる。第 1 章では、研究の背景、研究の目的、先行研究、研究の方法、論文の構成について論じた。第 2 章では、3 団体の会員の種類と権利の

現状分析を行う。第3章では結論を述べる。第4章では本稿のまとめと今後の課題について述べる。

## 2. 会員の種類と権利の現状分析

### (1) 日図協

日図協は1892年に設立された文部科学省所管の社団法人で、その目的は、すべての図書館施設と図書館関係者の連絡、提携のもとに、図書館事業の進歩発展を図ることである(定款第3条)<sup>15)</sup>。会員は主に個人会員と施設会員からなる(定款第7条)。個人会員は日図協の趣旨に賛同する個人、施設会員は図書館、学校、公民館図書部、読書会またはこれらの施設を有する法人、その他の団体である(定款第7条)。会員数は、2007年12月現在、個人会員が4,976名、施設会員が2,500機関である<sup>16)</sup>。

日図協では、個人会員・施設会員ともに、社団法人の意思決定機関のひとつである総会の構成員として議決権を行使することができる(定款第25条(1))。また、両会員とも役員選挙権と被選挙権を有している。ここで、役員とは評議員と理事を指す。常務理事は理事に含まれるととらえる。評議員は、評議員会を組織し、定款で決められた事項、定款の変更案、総会に付議すべき事項などを議決する(定款第20条(5)、第31条)。個人会員選出評議員は個人会員による都道府県単位の選挙によって選ばれるのに対し、施設会員選出評議員は館種ごとに選ばれる(評議員選挙規程第2条(1)、第3条(1))。理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議執行する(定款第20条(3))。個人会員選出理事は個人会員選出評議員による選挙によって選ばれるのに対し、施設会員選出理事は施設会員選出評議員と加盟団体選出評議員<sup>17)</sup>が館種ごとに定められた定数を選挙することによって選ばれる(理事及び監事選挙規程第6条、第10条、施設会員代表理事選挙施行細則(内規))<sup>18)</sup>。

上記の状況は、1980年の定款と役員選挙規程の改正によって、個人会員だけでなく施設会員にも上記の権利が認められたことによるものである。施設会員に上記の権利を認めた背景には、会費の負担と全国図書館大会やその他の集会の負担が大きいことがある<sup>19)</sup>。ただし、評議員と理事の数は、個人会員選出が、それぞれ、120~140名、21名以内、施設会員選出が、41名、15名以内である(評議員選挙規程第2条(2)、第3条(1)、理事及び監事選挙規程第1条(2))。役員数では、個人会員よりも施設会員が少ない。これは、個人会員選出と施設会員選出の役員数の比率をおおむね3:2に定めることにしたためである。3:2という比率の設定は、1980年時点での両会員の会員数から、財政負担率の高い施設会員の権利を保障しつつ、個人会員のウエイトが下がるのを避けようとしたものである<sup>20)</sup>。この規程は現在も存続している。

### (2) ALA

ALAは1876年に設立された米国の図書館協会で、世界で最初に誕生した全国レベルの図書館協会である<sup>21)</sup>。ALAの目的は、図書館サービスとライブラリアン

シップを促進することである（規約第2条第1項）<sup>22)</sup>。ALAでは、図書館サービスとライブラリアンシップに関心のある者であれば誰でも会員になることができる（規約第3条第1項）。会員は主に個人会員（Personal members）と機関会員（Organization members）からなる（内規第1条第1項）。会員数は、2007年10月にALAの職員からメールで得た回答によれば、個人会員が60,983名、機関会員が3,480機関である<sup>23)</sup>。

個人会員は、図書館サービスとライブラリアンシップに関心のある個人である。個人会員は、さらに、正規会員（Regular members）、図書館支援スタッフ会員（Library support staff members）、非常勤会員（Non-salaried members）、海外会員（International members）、退職会員（Retired members）、学生会員（Student members）、一般会員（Trustee and Associate members）に分かれている<sup>24)</sup>。正規会員は、図書館員や図書館情報サービス関係の業務を行う者である。正規会員になるためには、(1)修士号の取得、(2)州レベルの認証、(3)管理者であることのいずれかの要件を満たす必要がある。図書館支援スタッフ会員は、図書館員や図書館情報サービス関係の業務を行っているが、正規会員になるための上記の要件を満たしていない者である。非常勤会員には、図書館において年収25,000ドル以下で働く者が含まれる。海外会員には、米国籍を持たず、米国以外で働く図書館員が含まれる。退職会員は、図書館情報サービス関係の業務を退職した者である。学生会員は、図書館情報学を専攻する学生で、5年間限定である。一般会員は、図書館情報サービス関係の業務に従事していないが、図書館情報サービスを支援・促進している者である。個人会員数60,983名の内訳をみると、正規会員が42,091名、図書館支援スタッフ会員が1,327名、非常勤会員が2,980名、海外会員が1,006名、退職会員が1,924名、学生会員が9,252名、一般会員が2,403名である。

機関会員には、図書館、図書館学校、非営利組織、海外の図書館などが含まれる。このうち、図書館・図書館学校の会費額については、年間支出額によって決まる<sup>25)</sup>。機関会員数3,480機関の内訳をみると、年間支出額50,000ドル以下の図書館・図書館学校が1,510、199,000ドル以下の図書館・図書館学校が734、499,000ドル以下の図書館・図書館学校が257、999,000ドル以下の図書館・図書館学校が121、2,000,000ドル以下の図書館・図書館学校が122、2,000,000ドル以上の図書館・図書館学校が268、非営利組織が115、海外の図書館が243、その他が110である。

ALAには、管理機関として評議会（Council）があり、ALAのすべての政策を決定する（規約第6条第1項）。評議会は、選挙により選ばれる一般代表100名、支部代表53名、部会代表11名、ラウンドテーブル代表10名、理事12名からなる<sup>26)</sup>。評議会の構成員になるためには、支部の代表者であっても、ALAの個人会員でなければならない（内規第4条第1項）。ALAでは、個人会員のみが役員の選挙権と被選挙権を有している（内規第1条第2項）。機関会員はこれらの権利を有していない。

### (3) CILIP

CILIP は、1877年に設立された英国図書館協会(Library Association)(以下、LA という)と1958年に設立された英国情報専門家協会(Institute of Information Scientists)(以下、IIS という)が統合して2002年に発足した英国における全国レベルの図書館協会である<sup>27)</sup>。CILIPの目的は、図書館・情報サービスの発展を通して教育と知識を改善させることと情報科学を進展させることである(王憲章(Royal Charter)第2条)<sup>28)</sup>。会員は、主に正会員(Corporate members)とその他の会員(Non-corporate members)からなる(内規第4条)。

正会員は、CILIPに認定された図書館・情報サービス関係の専門職の会員である。正会員は、主に準会員(Associates)、公認会員(Chartered members)、特別公認会員(Chartered fellows)からなる<sup>29)</sup>。呑海の先行研究によれば、この3つの会員区分は次のようになっている。まず、現場で経験を積み、知的・職業的訓練を経て認証を得ることによって、準会員となる。そして、さらなる訓練・能力開発を経て、公式に図書館・情報専門家として認められる公認会員となる。公認会員はMCLIP(Member of CILIP)と呼ばれる。さらに、3年ごとに再認定を受け、2回の再認定を得ると、最上位専門資格である特別公認会員へと進むことができる。特別公認会員はFCLIP(Fellow of CILIP)と呼ばれる<sup>30)</sup>。それぞれの会員数は、2006年9月現在、準会員が5,769名、公認会員が12,108名、特別公認会員が957名である<sup>31)</sup>。

その他の会員には、非専門職会員(Affiliates)、支援会員(Supporting members)、機関会員(Institutional members)がある。非専門職会員は、図書館・情報サービスに従事しているが、正会員となるための資格を有していない者である。支援会員は、正会員や非専門職会員に該当せず、CILIPの目的に賛同する個人である。機関会員は、図書館・情報分野の機関またはこの分野に関心のある機関である。それぞれの会員数は、2006年9月現在、非専門職会員が979名、支援会員が32名、機関会員が421機関(英国内の機関会員が342機関、海外の機関会員が79機関)である。

CILIPの主な機関には、総会(General meeting)と評議会(The Council)がある。総会において議決権を行使できるのは正会員のみである(内規第36条)。評議会は、(1)名誉役員(The honorary officers of the institute)、(2)正会員選出評議員(National councilors)、(3)部門選出評議員(Branch councilors)、(4)グループ選出評議員(Group councilors)、(5)非専門職会員選出評議員(Affiliate councilors)で構成される(規則第45条)。非専門職会員によって選ばれる評議員を除き、正会員のみが評議員の選挙権を持つ(内規第46条)。

CILIPでは、2008年に王憲章、内規、付則が改正された。会員の種類については、正会員とその他の会員という会員区分から、日図協やALAと同様に、個人会員(Individual member)と機関会員(Institutional member)という会員区分に変更になっている。このうち、個人会員は、図書館・情報サービスに従事する可能性があるものの、公認会員や特別公認会員となる資格を持たない非公認会員(Affiliate members)、公認会員や特別公認会員となる資格を有しているが、ま

だ認められていない未公認会員 (Associate members)、準会員 (Certificated affiliates) (ACLIP)、公認会員 (MCLIP)、特別公認会員 (FCLIP)、名誉特別公認会員 (Hon FCLIP) からなる (新付則第 2 条)。会員の権利に関しては、個人会員のみが役員の選挙権を含め、すべての権利を有する (新付則第 3 条)。機関会員は、総会の議決権、役員の選挙権と被選挙権を行使することができない (新内規第 4 条)。この新たな規則の下で、CILIP の組織運営がどのように変化するかについては、今後さらに検討する必要がある。

### 3. 結論

第 1 表は 3 団体の会員の種類と権利を比較したものである。日図協では、ALA や CILIP とは異なり、図書館に勤務する者とそれ以外の図書館に関心のある者で個人会員の区分を行っていない。いずれの立場であっても個人会員と称している。また、ALA や CILIP とは異なり、個人会員と施設会員がともに役員の選挙権と被選挙権を有している。日図協は個人会員・施設会員共存モデルで運営されている。ただし、個人会員選出の役員数が施設会員選出数を上回り、過半数を占めている。

第 1 表 3 団体の会員の種類と権利

日本図書館協会	米国図書館協会	英国図書館・情報専門家協会
個人会員	正規会員 図書館支援スタッフ会員 非常勤会員 海外会員 退職会員 学生会員 一般会員	特別公認会員 公認会員 準会員 非専門職会員 支援会員
施設会員	機関会員	機関会員

注 1：太枠は役員の選挙権・被選挙権を有する会員を表す。

注 2：CILIP に関しては、2008 年の改正前の会員種別で示した。

ALA では、日図協とは異なり、図書館に勤務する者とそれ以外の者で個人会員の区分を行っている。前者に関する会員種別には、正規会員、図書館支援スタッフ会員、非常勤会員、海外会員がある。このうち、正規会員になるためには、図書館員や図書館情報サービスに従事する者で、(1) 修士号の取得、(2) 州レベルの認証、(3) 管理者であることのいずれかの要件を満たす必要がある。後者に関する会員種別には、退職会員、学生会員、一般会員がある。また、日図協とは異なり、個人会員のみが役員の選挙権と被選挙権を有している。機関会員にはこれらの権利が認められていない。ALA は、個人会員中心モデルで運営されている。

CILIP では、ALA と同様に、図書館に勤務する者とそれ以外の者で個人の会員の区分を行っている。前者に関する会員種別には、正会員と非専門職会員がある。このうち、正会員は、実務経験や訓練・能力開発の状況に応じて、主に準会員、公認会員、特別公認会員に分かれる。後者に関する会員種別には、支援会員がある。また、日図協とは異なり、正会員のみが役員の選挙権等を有している。非専

門職会員は、同会員選出評議員を選ぶことができるが、正会員の持つ権利と同等ではない。支援会員や機関会員にはこれらの権利が認められていない。CILIPは、個人会員中心モデルで運営されている。CILIPでは、2008年の王憲章、内規、付則の改正で会員種別の変更が行われたが、機関会員には、従来と同様、上記の権利が認められていない。そのため、CILIPは、2008年の規則改正以降も、個人会員中心モデルで運営されていると考えられる。

以上から、米英の図書館協会と日図協との違いとして、次の点が挙げられる。第一は、個人の会員のうち、図書館に勤務する者を対象とした会員区分の有無である。ALAには正規会員、図書館支援スタッフ会員、非常勤会員、海外会員、CILIPには正会員と非専門職会員があり、それ以外の個人の会員と区別している。また、ALAの正規会員とCILIPの正会員については、それぞれ、その会員となるための要件を満たす必要がある。一方、日図協には図書館職員を対象とした会員区分がなく、個人会員となるために資格を必要としない。

第二は、会員の権利のモデルである。ALAとCILIPは個人会員中心モデル、日図協は個人会員・施設会員共存モデルで運営されている。このうち、ALAとCILIPに関しては、個人会員全体の中で図書館員の占める割合が高い。ALAでは正規会員が個人会員全体の69%（60,983名中42,091名）、CILIPでは正会員が個人の会員全体の94.9%（19,845名中18,834名）を占めている。そのため、両団体は、会員の構成と権利の点からみると、職能団体としての性格を有していると考えられる。職能団体とは、特殊技能や資格を必要とする専門的職業従事者によって組織され、自己の主張と維持を図ることを目標として、外的自己主張、内的自己訓練、倫理的自己規制を行う団体のことである<sup>32)</sup>。法社会学者の石村善助は、『現代のプロフェッション』の中で、米国の社会学者のキャプロウ(Caplow, Theodore)の考え方<sup>33)</sup>を紹介し、職能団体には、無資格者を加えない、明確な会員資格基準があると指摘している<sup>34)</sup>。ALAとCILIPの場合には、無資格者も会員になることができるため、純粋な職能団体とはいえないかもしれないが、それぞれ、正規会員や正会員となるための基準を設けている。一方、日図協では、個人会員の資格基準がないことに加えて、施設会員も役員の選挙権・被選挙権等を有している。

第2表は、前稿と本稿をふまえて、各団体が、会員の権利のモデルのどれに該当するかを示したものである。

第2表 各団体の権利のモデルの比較

個人会員中心モデル	個人会員・施設会員共存モデル	施設会員中心モデル
米国図書館協会 英国図書館・情報専門家協会	日本図書館協会	全国公民館連合会 日本博物館協会

まず、個人会員中心モデルで運営されているのは、ALAとCILIPである。両団体とも、職能団体としての性格を有している。次に、個人会員中心モデルとは正反対の施設会員中心モデルで運営されているのは、全公連と日博協である。両団体とも、公民館職員や学芸員が個人として、団体の組織運営にあまり関与してい

ないことから、職能団体としての機能を発揮することは難しい可能性がある。最後に、上記の2つのモデルの中間に位置する個人会員・施設会員共存モデルで運営されているのが日図協ということになる。このモデルで、司書の職能団体としての役割を十分果たせるのかどうか問われている。

#### 4. おわりに

本稿では、日図協、ALA、CILIPに関する資料、文献や関係者への質問の回答結果を基に、3団体の会員の種類と権利の現状を分析し比較を行った。現状では、日図協と同じ個人会員・施設会員共存モデルで運営している他の団体を見出せていない。今後は、これらの会員の種類の相違が、協会の事業や活動にどのように影響するかについて検討したい。

#### 注記・引用文献

- 1) ①春田和男「日本図書館協会の会員と役員の構成に関する考察」(『日本図書館情報学会誌』52-3、pp.152-172、2006.9) ②春田和男「日本図書館協会における個人会員と施設会員の選挙権・被選挙権等に関する考察」(『日本図書館情報学会誌』53-4、pp.216-235、2007.12)
- 2) 春田和男「日本図書館協会の会員の種類と権利に関する考察—社会教育関係団体との比較から—」(『日本生涯教育学会論集』28、pp.51-60、2007.7)
- 3) 日図協に関しては、次の文献がある。①日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み 本篇：日本図書館協会創立百年記念』日本図書館協会、1993、818p ②竹内哲『日本図書館協会—持ち寄り、まとめ、分け合いの場—』日本図書館協会千葉県選出評議員の会、2007、54p
- 4) ALAに関しては、次の文献がある。①ロバート・エル・ギトラー、裏田武夫訳「アメリカ図書館協会」(『図書館雑誌』52-11、pp.343-345、1958.11) ②ロバート・エル・ギトラー、裏田武夫訳「アメリカ図書館協会(つづき)」(『図書館雑誌』52-12、pp.408-410、1958.12) ③稲川薫「ALAについて」(『図書館雑誌』73-3、pp.153-155、1979.3) ④稲川薫「アメリカにおける図書館協会」(『図書館雑誌』76-3、pp.125-127、1982.3) ⑤山本順一「アメリカ図書館協会の歴史」(『図書館史研究』9、pp.15-39、1993.6) ⑥Mary Ghikas「American Library Association: Organization and Structure」edited by Miriam A. Drake『Encyclopedia of Library and information science』second edition、Marcel Dekker、2003、pp.117-129 ⑦藤野幸雄編著『世界の図書館百科』日外アソシエーツ、2006、pp.26-27
- 5) CILIPに関しては、次の文献がある。①岡田温「イギリス図書館協会」(『図書館雑誌』52-11、pp.346-348、1958.11) ②今まど子「イギリス図書館協会」(『現代の図書館』16-1、pp.36-37、1978.3) ③藤野幸雄「イギリス図書館協会」(『図書館雑誌』76-3、pp.128-129、1982.3) ④金容媛「統合協議が進むLAとIIS(英国)」(『カレントアウェアネス』242、pp.2-3、1999.10) ⑤

- 須賀千絵「英国 CILIP の活動—LA と IIS の統合—」(『カレントアウェアネス』276、pp.2-3、2003.6) ⑥Tim Owen「Chartered Institute of Library and Information Professionals」edited by Miriam A. Drake『Encyclopedia of Library and information science』second edition、Marcel Dekker、2003、pp.490-499 ⑦呑海沙織「大学図書館におけるサブジェクト・ライブラリアンの可能性」(『情報の科学と技術』54-4、pp.190-197、2004.4) ⑧呑海沙織「[コラム] 英国 CILIP の新しい資格認定の枠組み」日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』勉誠出版、2006、pp.231-237 ⑨前掲4) の⑦、pp.45-46 ⑩呑海沙織「英国の図書館情報学分野の専門職能力開発におけるポートフォリオ評価」(『情報の科学と技術』57-1、pp.34-45、2007.1) ⑪呑海沙織「知識情報基盤と情報プロフェッション制度」(『図書館界』59-2、pp.138-144、2007.7) ⑫呑海沙織「<<座標>> 図書館員養成におけるメンター制度」(『図書館界』59-4、p.229、2007.11) ⑬『CILIP Yearbook 2007-2008』Facet publishing、2007、468p
- 6) ALA の図書館情報学教育への関与と CILIP の会員の種類について言及している文献には次のものがある。金容媛「主要国の司書養成教育および資格・司書職制度の現況—韓国、米国、英国を中心に—」『平成19年度 第93回全国図書館大会東京大会要綱』平成19年度第93回全国図書館大会東京大会組織委員会、2007、pp.77-82
- 7) 「日本図書館協会」(日本図書館協会 <http://www.jla.or.jp/>、2008年4月18日参照)
- 8) ①前掲1) ②前掲2)
- 9) アメリカ図書館協会知的自由部編纂、川崎良孝ほか訳『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル(第7版)』改訂2版、日本図書館協会、2007、pp.507-518
- 10) 前掲4) の③、④
- 11) 前掲4) の⑤
- 12) ①「CILIP Royal Charter」(英国図書館・情報専門家協会 <http://www.cilip.org.uk/aboutcilip/howcilipworks/constitutional/charter.htm>、2008年4月18日参照) ②「Bye-laws」(英国図書館・情報専門家協会 <http://www.cilip.org.uk/aboutcilip/howcilipworks/constitutional/byelaws.htm>、2008年4月18日参照) ③「Regulations」(英国図書館・情報専門家協会 <http://www.cilip.org.uk/aboutcilip/howcilipworks/constitutional/regulations.htm>、2008年4月18日参照)
- 13) 前掲5) の④、⑤
- 14) ①前掲5) の⑦、⑧、⑩、⑪、⑫ ②前掲6)
- 15) 「定款」(『図書館雑誌』102-4、pp.249-251、2008.4) p.249
- 16) 「第31期第7回常務理事会(2007年12月)議事次第」(内部資料、2007.12) p.27

- 17) 加盟団体とは、地域図書館協会、その他の図書館及び読書関係者の団体で、日図協の趣旨に賛同して加盟したものである（定款第12条）。
- 18) 「評議員、理事及び監事選挙規程」(『図書館雑誌』98-10, pp. 764-765, 2004. 10)
- 19) 前掲1)の②
- 20) 高橋徳太郎「協会の選挙規程の改正について」(『図書館雑誌』74-8, p. 443, 1980. 8)
- 21) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』第3版、丸善、2007、p. 4
- 22) 「ALA Constitution and Bylaws」(米国図書館協会 <http://www.ala.org/ala/ourassociation/governingdocs/consbylaws/constitutionbylaws.pdf>、2008年4月18日参照)
- 23) ①「ALA Membership」(米国図書館協会 <http://www.ala.org/ala/ourassociation/membership/membership.cfm>、2008年4月18日参照) ②会員数のデータは、ALA 職員のマイケル・ダウリング (Michael Dowling) からのメールでの回答による (受信日: 2007年10月12日)。
- 24) ①「Personal Membership in ALA」(米国図書館協会 <http://www.ala.org/ala/ourassociation/membership/personaloverview.cfm>、2008年4月18日参照) ②前掲22)、内規第1条第1項を参照
- 25) ①「Organizational Membership Overview」(米国図書館協会 <http://www.ala.org/ala/ourassociation/membership/organizationalmembership.cfm>、2008年4月18日参照) ②前掲22)、内規第1条第1項を参照
- 26) ①「ALA Council Composition and Charge」(米国図書館協会 <http://www.ala.org/ala/ourassociation/governanceoffice/council/council.cfm>、2008年4月18日参照) ②前掲22)、内規第4条を参照
- 27) ①前掲21)、p. 121 ②前掲5)の④
- 28) 前掲5)の⑬、p. 20
- 29) ①「Categories of membership」(英国図書館・情報専門家協会 <http://www.cilip.org.uk/membership/categories>、2008年4月18日参照) ②前掲5)の⑬、p. 28
- 30) 前掲5)の⑧、⑩
- 31) 会員数のデータは、CILIP 職員のアンジェラ・ノーマン (Angela Norman) からのメールでの回答による (受信日: 2006年9月13日)。
- 32) ①松村明編『大辞林』第2版、三省堂、1995、p. 1263 ②浜嶋朗ほか編『社会学小事典』新版、有斐閣、1997、p. 312 ③石村善助『現代のプロフェッション』至誠堂、1969、pp. 25-26、34-37、145-172
- 33) Caplow, Theodore『The sociology of work』University of Minnesota Press、1954、p. 139
- 34) 前掲32)の③、pp. 67-69